

堺市監査委員公表第34号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月15日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立農業公園「交流施設」)	
監査実施期間	令和3年11月1日～令和4年3月30日	
措置を講じた部局等	産業振興局 農政部 農水産課 指定管理者：堺市農業協同組合	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書等に収支状況や自主事業の実施状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。</p> <p>ア 自主事業の実施状況において、指定管理業務である出荷者に対する農薬の適正使用及び生産履歴簿の記帳方法の指導、直売所による栽培奨励品目の選定と種子の配布、堺産農産物「堺のめぐみ」を使った料理レシピの紹介などを自主事業として記載していた。</p> <p>イ 定期報告書に記載した収入状況において、農産物及び農産物以外の売上金額の内訳を報告しているが、集計誤りにより内訳金額を誤</p>	<p>令和2年度の修正した報告書を令和4年2月24日付けで提出しました。</p> <p>今後同様の間違いのないよう、報告作成時に事業計画書と照合するなど、確実に事務を行います。</p> <p>令和2年度の修正した報告書を令和4年2月24日付けで受理しました。</p> <p>御指摘を受け、事業報告書では、年度計画段階と実施した自主事業とを見比べることができる表を本文中に入れ込むことで、記載間違いがないよう、改めました。</p> <p>当該月の修正した報告書を令和4年2月24日付けで提出しました。</p> <p>今後、間違いなどを早期に</p>	<p>指定管理者</p> <p>農水産課</p> <p>指定管理者</p>

<p>っているものがあつた。</p>	<p>発見するため、計算項目の抽出方法と計算方法について指定管理者内で確認体制を強化したうえで、万一計算ミスが発生した場合でも早期に発見できるように、提出に際しても、市担当者に改めて内容を説明します。</p> <p>当該月の修正した報告書を令和4年2月24日付けで受理しました。</p> <p>今後、記載誤りがないか報告書に添付の帳票と照合し、確認します。</p>	<p>農水産課</p>
<p>(2) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされており、収支決算書の収支差額（事業利益）について正確に報告する必要がある。</p> <p>しかし、公租公課などの費目の算定誤りにより、誤った収支差額となっていた。</p>	<p>当組合の決算は税抜処理であり、また指定管理事業については販売事業の一部であることから、係る科目を抜粋して決算書を作成しており、堺市への決算書作成にあたっては消費税の足しこみ等を手作業で行っています。これらの過程で税込の収支差額に誤りが生じました。</p> <p>市に提出する決算報告についても税抜きとすることで、この相違を解消し、正確な収支差額を報告するように改めます。</p> <p>指定管理者である法人全体の決算書の作成に合わせた税抜決算書に統一し、正確な収支差額を報告するように改めます。</p> <p>なお、税抜決算による正し</p>	<p>指定管理者</p> <p>農水産課</p>

<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 市は、令和 2 年度の指定管理料について、平成 30 年度事業報告書の収支決算書における支出額から維持管理経費を抽出し、売場面積の使用比率（市 526 m²：指定管理者 815 m²）で按分し、市の使用分を指定管理料として算定している。</p> <p>一方、基本協定書において、市は、指定管理者が指定管理業務を行うための経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額を指定管理料として支払うこととされている。</p> <p>しかし、上記のように本指定管理業務に係る指定管理料は、「指定管理業務を行うための経費」のうち、一部の維持管理経費を負担しているのみであり、基本協定書に規定されている経費から収入見込額を差し引いた額を指定管理料として支払うものとはなっていなかった。</p>	<p>い収支差額は、令和 4 年 2 月 8 日に指定管理者から報告を受けています。</p> <p>指定管理料については、平成 21 年度に新直売所を開設し、特産品売場等を新たに設置したことから当該売場等の管理運営に必要な経費として、市が負担することとしていました。</p> <p>しかし、本指定期間において、当該条文について、市の共通様式の文言を使用したため不整合が生じました。</p> <p>不整合を解消するため、指定管理料は特産品売場等の管理運営に必要な経費として算定した額とするよう令和 4 年 5 月 27 日に変更協定を締結しました。</p> <p>なお、今後の指定管理料の積算につきましては、いただいた御意見を踏まえて関係者と協議します。</p>	<p>農水産課</p>
<p>(2) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。</p> <p>しかし、施設警備業務及びパソコン保守業務については、申請書</p>	<p>令和 3 年度の施設警備業務については、正しい委託先を記載した申請書を令和 4 年 3 月 7 日付けで提出しました。</p> <p>パソコン保守業務についても、正しい委託先を記載した申請書を令和 4 年 3 月 29 日付けで提出しました。</p> <p>更なる再委託となっていた</p>	<p>指定管理者</p>

<p>に記載している委託先と実際の契約先が異なっていた。</p> <p>また、基本協定書において、指定管理者は、業務の一部を委託した第三者から更に再委任し、又は再請負をさせてはならないとされている。</p> <p>しかし、上記のうちパソコン保守業務について、当該委託先から更なる再委託を行っていた。</p>	<p>ものについては、基本協定書の協議条項に基づき、一部業務再委託に係る申請を行い、3月31日付で承認を受けました。</p> <p>今後、他の事業者による業務委託の場合は、契約関連当事者及びその履行内容を整理したうえで、基本協定書の規定や承認申請書に記載すべき事項について正しく理解し、誤りのないよう十分に確認するようにいたします。</p> <p>令和3年度の施設警備業務については、正しい委託先を記載した申請書を令和4年3月7日付けで内容を精査し受理しました。</p> <p>パソコン保守業務についても、正しい委託先を記載した申請書を令和4年3月29日付けで受理しました。</p> <p>更なる再委託となっていたものについては、基本協定書の協議規定に基づき、一部業務再委託に係る承認手続を行い、3月31日付で承認しました。</p> <p>また、当該業務の契約先がパソコンのリース元であり、リース元が保守業務の一部について別事業者と契約していることから、更なる再委託となることは妥当であるため、関係条文を見直し、市の承認を得ることによって更なる再委託が可能となるよう、令和</p>	<p>農水産課</p>
---	--	-------------

<p>[指定管理料の積算のあり方について（意見）]</p> <p>本施設に係る指定管理料の支払いと基本協定書の不整合については前記(1)で指摘したとおりであるが、近年の収支差額等の状況を踏まえ、意見を付す。</p> <p>本施設に係る過去7年間の収支差額等の推移については次表のとおりである。</p> <p>【表は本書の末尾に記載（表1）】</p> <p>赤字が続いている主な要因は、所管課及び指定管理者によると、施設としての目新しさが薄れつつあることや近隣の大型直売所等との競合による利用者の減少が考えられ、収入改善に向けて様々な取組を行ってきたが、短期間での改善が困難なためであるとのことであった。</p> <p>指定管理料の積算に際しては、本事業を取り巻くかかる経営環境の変化を反映させるなど、より精緻かつ客観的に算定されたい。</p>	<p>4年5月27日に変更協定を締結しました。</p> <p>令和4年度の指定管理料は既に予算措置済みであることから、令和5年度、さらに次期指定管理期間となる令和6年度以降の指定管理料の算定に当たって、いただいた御意見を踏まえて関係者と協議します。</p>	<p>農水産課</p>
--	--	-------------

【表 1】

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入	194,669	181,208	196,377	178,160	175,053	165,646	182,020
(うち指定管理料)	11,840	11,878	11,288	11,317	11,280	4,785	4,902
支出	194,053	184,165	195,692	186,603	182,672	183,082	187,212
収支差額	616	△2,957	685	△8,443	△7,619	△17,436	△5,192

※平成30年度以前は指定管理料に東北復興支援に係る経費（約700万円）を含む。